

令和5年度多摩市学校給食実施計画等のお知らせ

多摩市では、児童生徒が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけるために、成長過程に必要な栄養バランスに優れた完全給食を学校給食センター（共同調理場）方式により実施しています。

1. 学校給食費について

(1) 学校給食費と年間給食実施日数について

学校給食費は、給食で使用する食材料等の購入費にのみ充てられます。

各学年の給食費は下表のとおりです。

| | | 学校給食費 | | | | | | | 年間給食実施日数 | 年間月数 |
|-----|-------|-------|--------|---------|--------|---------|--------|---------|----------|------|
| | | 牛乳あり | | | 牛乳なし | | 牛乳のみ | | | |
| | | 1食単価 | 月額 | 年額 | 月額 | 年額 | 月額 | 年額 | | |
| 小学校 | 1年生 | 241円 | 4,050円 | 44,550円 | 3,040円 | 33,440円 | 1,040円 | 11,440円 | 185日 | 11ヶ月 |
| | 2年生 | 241円 | 4,140円 | 45,540円 | 3,090円 | 33,990円 | 1,060円 | 11,660円 | 189日 | 11ヶ月 |
| | 3・4年生 | 254円 | 4,360円 | 47,960円 | 3,330円 | 36,630円 | 1,060円 | 11,660円 | 189日 | 11ヶ月 |
| | 5・6年生 | 270円 | 4,630円 | 50,930円 | 3,590円 | 39,490円 | 1,060円 | 11,660円 | 189日 | 11ヶ月 |
| 中学校 | 1・2年生 | 301円 | 4,760円 | 52,360円 | 3,810円 | 41,910円 | 980円 | 10,780円 | 174日 | 11ヶ月 |
| | 3年生 | 301円 | 5,110円 | 51,100円 | 4,100円 | 41,000円 | 1,050円 | 10,500円 | 170日 | 10ヶ月 |

※食材価格高騰のため、令和5年4月より学校給食費を値上げ改定します(別紙参照)。ただし、今年度に限り、値上げ分は市の負担とするため給食費は上表のとおり据え置きになります。

(2) 学校給食費の追納について

上記の年間給食実施日数を超えた場合は、超えた日数分を日割り計算した金額を追加納付していただきます。

(3) 学校給食費の返戻について

病気や怪我、食物アレルギーなど、児童生徒の身体的理由等により学校に給食停止の申出をして、給食を食べない日が引き続き5日を越えた場合は、原則として6日目から日割り算定して給食費を口座振込でお返しします。(納付書利用の方は振込手続きに時間がかかります。)

また、給食実施日数が年間給食実施日数に満たない場合、学級閉鎖等があった場合は、年度末の給食費を減額して請求します。

(4) その他

登録された口座は、多摩市立小中学校を転校、多摩市立中学卒業まで継続します。

2. 学校給食費の納入方法及び納入期限について

学校給食費の納入方法については、口座による自動振替（口座振替）となります。(預金通帳への記載をもって領収書とさせていただきます。) 口座振替日（納入期限）は、**毎月末日**（金融機関が休業日の場合は翌営業日）です。

例外として、令和5年度12月は同月26日、3月は同月29日（8月は夏休み期間につき給食費を設定していません。）に自動的に切り替えられます。口座振替日の前営業日までに、給食費のご入金をお願いします。預金不足による振替不能にならないようご注意ください。振替不能になった場合、次回の振替日で振替不能分+当月分併せて引き落としいたします。

また、中学校3年生の学校給食費の徴収月は2月までの年間170日分です。(3月の徴収はありません。)

| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|-------------|----|------|------|------|----|------|-------|-------|-------|------|------|------|
| 振替日 (予定) | | 5/31 | 6/30 | 7/31 | | 10/2 | 10/31 | 11/30 | 12/26 | 1/31 | 2/29 | 3/29 |

※令和5年度第1回目の口座振替日（5月31日）には、2ヶ月分（4・5月）をまとめた振替となります。

《取扱い金融機関》

口座振替には、下記の金融機関各本支店の普通口座が利用できます。
振替手数料は市が負担します。

- ・みずほ銀行 ・三井住友信託銀行 ・三菱UFJ銀行 ・多摩信用金庫
- ・三井住友銀行 ・東京南農業協同組合 ・きらぼし銀行

※郵便局では取扱いできません。

※事情により口座振替による納付ができない場合は、他の納入方法もありますので、下記までご相談ください。

※学校給食費と学校給食費以外の費用（学校教材費等）のお支払いは取扱いが異なりますので、ご注意ください。

3. 振替口座を変更する場合及び転入等による新規口座振替の手続き方法について

振替口座変更・新規口座振替の手続きにつきましては、申請が必要となりますので必ず下記問い合わせ先までご連絡ください。なお、振替口座の変更には、各金融機関との手続きの都合上、変更後の口座からの引き落としまで、お時間をいただく場合がございます。何卒ご了承ください。提出していただく書類は、児童生徒1人につき1部です。

「学校給食申込書兼学校給食費預金口座振替依頼書」記入例

記入上の注意

- (1) 金融機関への手続きは教育委員会が行います。
(直接、金融機関に提出しないでください。)
- (2) 現在、以下の金融機関の名称が変更となっております。記入の際にはご注意ください。
 - ・三菱東京UFJ銀行 → 三菱UFJ銀行
 - ・東京都民銀行 → きらぼし銀行

令和5年4月〇日

新規・変更

※必ず印をつけてください。

記入例

学校給食申込書兼学校給食費預金口座振替依頼書

多摩市 御中

私は、下記の対象児童・生徒(教職員等)が多摩市立学校に在学(在園)する期間中の給食を申し込み、学校給食費を預金口座から多摩市教育委員会教育長の口座へ口座振替により納入することを約束します。

預金口座

銀行 〇〇〇 支店 〇〇〇

店番号 12345678 口座番号 987654321 口座名称 多摩 太郎

| | |
|----------------|----------------------|
| 学校学年 | 多摩市立 〇〇 小学校 1学年 組 |
| 児童生徒・教職員等 氏名 | フリガナ タマ ハナコ 多摩 花子 |
| 申込者(保護者・教職員)氏名 | フリガナ タマ タロウ 多摩 太郎 |
| 住 所 | 多摩市 関戸6-12-1 |
| 電 話 | (375) 8111 |

※ 納めていただいた学校給食費のみで給食の食料を購入しています。納め忘れのないようお願いいたします。この学校給食申込書兼学校給食費預金口座振替依頼書は、児童・生徒1人につき1部ご提出ください。

※ この学校給食申込書兼学校給食費預金口座振替依頼書は、児童が多摩市立学校へ通学した場合は、多摩市立学校卒業まで、または、多摩市立学校以外の学校へ転校するまで有効となります。

学校給食費の納入が滞った場合、保護者(教職員等)の個人情報である既婚情報を調査確認することについて同意します。

令和5年 4月 〇日 保護者氏名 多摩 太郎

学校支援課受付印

学校給食の食材料購入の財源は、皆さんに納めていただく学校給食費になります。そのため、納め忘れがありますと食材料の購入に支障をきたすこととなります。遅れずに必ず納入してください。

◆問い合わせ先

* 給食費の納入・口座振替に関すること
→ 多摩市教育委員会 教育部 学校支援課 保健・給食係
多摩市永山1-5 (バルブ永山4階)
TEL.042-338-6875 (直通)

* 学校給食に関すること

→ 多摩市立学校給食センター
南野調理所 TEL.042-371-2417
永山調理所 TEL.042-375-4661

↑ 1枚目に印2箇所、2枚目に通帳届出印を2箇所、合計4箇所の押印をお願いします。